

職発 1030 第 10 号
令和 6 年 10 月 30 日

公益社団法人
全国民営職業紹介事業協会 御中

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」及び「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する件」の公布について

日頃から職業安定行政の運営につきましては、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 10 月 11 日に、職業安定法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 138 号。以下「改正省令」という。）及び職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 318 号。以下「改正指針」という。）が公布され、令和 7 年 4 月 1 日より施行されることとなっております。改正の内容は下記のとおりであり、別添のとおり、周知資料を作成いたしましたので、貴協会におかれましても、これを活用いただき、会員企業に対して周知及び啓発を図っていただく等、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

第 1 改正の趣旨

現在及び今後における人手不足の状況やミスマッチを緩和、改善するため、労働力の需給調整機能の強化を図るための更なる対応策について、

- ①お祝い金禁止の実効性を確保するための方策を含め、法令遵守徹底のためのルールと施行の強化

②職種ごとの紹介手数料実績を含め、雇用仲介事業のさらなる見える化の促進

といった観点から議論し、第 372 回労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会において、成案が取りまとめられた。

上記を踏まえ、職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号。以下「規則」という。）及び職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（平成 11 年労働省告示第 141 号。以下「指針」という。）において、所要の措置を講ずるもの。

第 2 改正の概要

(1) 有料職業紹介事業者の手数料に関する情報提供事項の追加【規則第 24 条の 8 第 3 項第 4 号関係】

有料職業紹介事業者は、職業安定局長の定めるところによりインターネット（厚生労働省の「人材サービス総合サイト」）を利用して、その時点における手数料に関する事項を提供しなければならないとされているところ、当該事項に、当該有料職業紹介事業者が取り扱う職種ごとの常用就職（無期雇用又は 4 ヶ月以上の有期雇用）1 件当たりに係る平均手数料率（職業紹介に係る手数料総額を、就職した求職者に 1 年間に支払われることが見込まれる賃金額で除したもの）の実績を含めることとするもの。

なお、手数料率の計算方法等細部については、職業安定局長通達において定めることとする。

(2) 募集情報等提供事業者による金銭等提供の禁止【指針第八の五の(三)関係】

募集情報等提供事業者が、労働者になろうとする者に対して金銭等を提供することにより募集情報等提供事業の利用の勧奨を行うことは好ましくなく、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することによって利用の勧奨を行ってはならないこととするもの。

募集情報等提供事業者による労働者になろうとする者への金銭等の提供については、①離転職への誘引効果が生じている、②成功報酬・課金の高額化につながっている、③採用された労働者が金銭等の誘因から、複数の募集情報等提供事業者に対して採用決定の報告をすることが原因となって、募集主が複数の募集情報等提供事業者から成功報酬の請求を受ける等に伴うトラブルが発生している（高額な違約金請求に至るトラブルも発生している）、

④求職者への金銭等の提供については、職業紹介事業において既に原則禁止されていること、また、職業紹介事業と募集情報等提供事業を兼業する事業者も多いこと等を踏まえ、その取扱いについて検討したものであることに留意すること。

(3) 職業紹介事業及び募集情報等提供事業の利用料金・違約金明示【指針第六の九の(四)及び第八の五の(四)関係】

職業紹介事業の利用に関連して生じる違約金その他これに類するものとして当該事業を利用する求人者が負担する金銭等について、当該金銭等の金額、当該金銭等が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容について、当該求人者に分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ当該求人者に対し誤解が生じないように明示することとするもの。ただし、口頭によるもののほか、ホームページの該当箇所を教示する等求人者が同一文面を再読できない可能性のある方法によるものは、適切な方法により明示しているとはいえないこと。

募集情報等提供事業の利用に関連して生じる料金、違約金その他これに類するものとして当該事業を利用する労働者の募集を行う者が負担する金銭等について、当該金銭等の金額、当該金銭等が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容について、当該労働者の募集を行う者に分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ当該労働者の募集を行う者に対し誤解が生じないように明示しなければならないこととするもの。ただし、口頭によるもののほか、ホームページの該当箇所を教示する等労働者の募集を行う者が同一文面を再読できない可能性のある方法によるものは、適切な方法により明示しているとはいえないこと。

第3 施行期日

改正省令及び改正指針は、令和7年4月1日から施行する。